

3 後期高齢者医療特別会計

(1) 事業の概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とし、高齢化が急速に進む中、現役世代と高齢者世代の費用負担の不公平をなくし、世代間を通じた負担が明確で公平な国民全体で高齢者の医療を支える制度として創設された。

運営主体は、広島県後期高齢者医療広域連合であり、市は広域連合と事務を分担しながら、各種届出の受付事務や保険料の徴収事務を担う。

医療給付に充てられる財源は、公費、現役世代が負担する後期高齢者医療支援金、被保険者からの保険料が柱になる。

高齢者の医療費

1 割	約 4 割	約 5 割	患者の窓口負担 1 割又は 3 割
高齢者の 保険料	後期高齢者医療支援金 (現役世代の保険料から納付)	公 費 (国：県：市＝ 4：1：1)	

保険給付費（財源の内訳）

(2) 被保険者の概要

被保険者の現況

区 分	65 歳以上 75 歳未満※	75 歳以上	計
令和 3 年度	566	17,764	18,330

(年度末現在) (単位：人)

(再掲)一般 [患者の窓口負担 1 割]	(再掲)現役並み所得者 [患者の窓口負担 3 割]
17,139	1,191

※一定程度障がいのある人で、申請により広域連合が認定した人

(3) 後期高齢者医療保険料の収入状況

(単位：円、%)

年度	区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	還付未済額	収納率
令和 3 年度	現 年 度 分 特 別 徴 収	927,594,538	929,657,985	0	0	2,063,447	100.2
	現 年 度 分 普 通 徴 収	499,471,732	495,697,368	0	4,299,801	525,437	99.2
	滞 納 繰 越 分	9,252,580	3,690,301	1,057,168	4,533,411	28,300	39.9
	計	1,436,318,850	1,429,045,654	1,057,168	8,833,212	2,617,184	99.5

※収納率は、収入済額を調定額で除して算定（還付未済額は考慮していない。）

(4) 後期高齢者医療保険料の不納欠損数及び不納欠損額内訳表

(単位：人、円)

区 分	執行停止 3 年継続		即 時 消 滅		消 滅 時 効		合 計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
令和 2 年度	2	6,900	0	0	30	984,686 (321,847)	32	991,586 (321,847)
令和 3 年度	0	0	1	800	27	1,056,368 (650,081)	27	1,057,168 (650,081)
増 減	△2	△6,900	1	800	△3	71,682 (328,234)	△5	65,582 (328,234)

※（ ）内は、執行停止中の時効

※欠損人数合計が事由別欠損人数の和と合致しないのは、同一人について複数の事由で不納欠損したものがあつたため。